

令和4年7月から、介護予防促進 (高齢者補聴器購入費助成)を始めます！

※令和5年度末までを予定

聞こえづらさに悩んで、お家に閉じこもっていませんか？

補聴器をつけることにより、聞こえの状態を改善すれば

周囲の人と交流しやすくなります。

外に出て、介護予防事業に参加してみましょう！

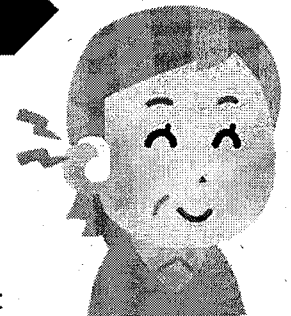
補聴器購入
助成額
上限 **2万円**

対象者 (次の①～⑥全てに該当する方)

- ① 市または地域包括支援センターから案内する**介護予防事業等に参加できる方**
- ② 補聴器装着前後の生活状況等の変化に関する**アンケートに回答できる方**
- ③ 市内に住所を有し、現に**在宅で暮らしている65歳以上の方**
※助成を受けようとする年度途中に65歳に到達する方も含みます。
- ④ **住民税非課税世帯の方**
- ⑤ 身体障害者手帳（聴覚障害）をお持ちでない方または対象とならない方
- ⑥ 医師による補聴器の使用が必要との証明が得られる方**(原則両耳30デシベル以上)**

注意事項

- 医師による証明を得るための医療機関の受診費用(注1)は自己負担となります。
(注1) 受診料、検査料、文書料(医師意見書作成料)等
- 補聴器以外(集音器や付属品のみ、修理やメンテナンス等)の費用は、助成対象外です。
また、市の助成決定通知前に補聴器を購入した場合も助成対象外となります。(注2)
(注2) 制度開始に伴う経過措置があります。令和4年4月～本制度開始までの間で、補聴器をすでに購入された方の申請については、申請前に高齢・障害者支援課に必ずご相談ください。



申請の流れ、申請書類の提出先は裏面をご覧ください

お問い合わせ先：相模原市 高齢・障害者支援課 高齢支援班

電話：042-769-9249 FAX：042-769-5708

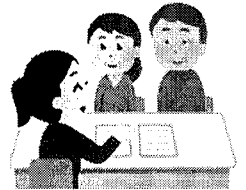
○介護予防促進モデル事業（高齢者補聴器購入費助成）の流れ

申請前に

- ・聞こえの状態について、医療機関（耳鼻咽喉科）を一度も受診したことがない方や受診から数年経過している方は、申請前に一度受診することをお勧めします。
- ・受診することで、難聴の原因を確認し、今後の対応に必要な情報を得ることができます。例えば、治療により改善する場合や、状況によっては身体障害者手帳の交付対象になる可能性もございます。

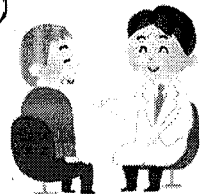
1. 申請書を提出する

- ・申請書は市役所（各高齢・障害者相談課、各福祉相談センター）、地域包括支援センターで配布しているほか、市ホームページから入手できます。なお、転入により相模原市に税情報がない方は、非課税証明書をあわせて提出していただきます。
- ・市の審査後、条件を満たしている場合は、申請者に医師意見書を郵送します。



2. 医師意見書を提出する

- ・郵送された医師意見書を、医療機関（耳鼻咽喉科）に持参し、医師意見書を作成してもらってください。
（受診料、検査料、文書料（医師意見書作成料）等は自己負担です。）
- ・市の審査後、補聴器の購入が必要であることを確認できた場合は、申請者に助成決定通知書、請求書を郵送します。

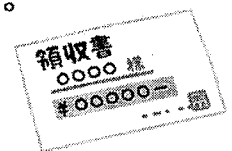


3. 補聴器を購入する

- ・郵送された助成決定通知書、請求書を持参し、補聴器販売店で補聴器（管理医療機器）を購入してください。
- ・購入する際に、補聴器販売店に領収書を作成してもらってください。

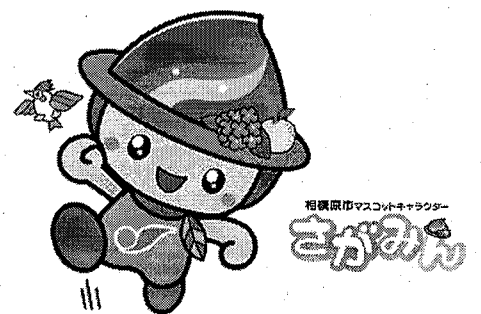
4. 請求書を提出する

- ・郵送された請求書に領収書等を添えて提出してください。
- ・市の審査後、条件を満たしている場合は、市が指定口座に助成金を振り込みます。



5. 介護予防事業等に参加する

- ・補聴器を装用した聞こえの状態に慣れましたら、市または地域包括支援センターが案内する介護予防事業等に参加してみましょう。



○申請書の提出先

- 持参の場合：地域包括支援センター、（緑・中央・南）高齢・障害者相談課（高齢福祉班）、津久井高齢・障害者相談課（地域・高齢福祉班）、各福祉相談センター
- 郵送の場合：高齢・障害者支援課（〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15）